

会計理論学会賞規程

2000年10月13日制定

2003年9月18日一部改定

2004年10月9日一部改定

2008年10月11日一部改定

2010年10月16日一部改定

2011年9月23日一部改定

2013年10月12日一部改定

2022年10月1日一部改定

2023年9月30日一部改定

(目的)

第1条 会計理論学会賞（以下、学会賞という）は、会計理論の向上発展に資するため、会員の特に優れた著書・論文を審査選定し、その業績を広く顕彰することを目的とする。

(賞の種類)

第2条 会計理論学会賞は次の2種に分かつものとする。

- (1) 会計理論学会賞（著書作部門） 会計学に関する著書についてこれを授与する。
- (2) 会計理論学会賞（論文部門） 会計学に関する論文についてこれを授与する。

(申請手続)

第3条 学会賞の対象は、公刊時において、会員より執筆されたもので、年次大会開催年の3月31日から遡る過去3年間に公刊された著書・論文および前年に公刊された『会計理論学会年報』に掲載された論文とする。

- 2 前項に掲げた著書・論文および『会計理論学会年報』掲載論文には共同著書・共同論文も含むものとする。ただし、筆頭著者および執筆者の半数以上が会員であることを必要とする。
- 3 会員は、学会賞の審査申請を行うことができる。自薦・他薦を問わず、申請する者は、所定の「審査請求書」1通を所定の日までに会計理論学会事務局宛に提出するものとする。ただし、『会計理論学会年報』に掲載された論文はすべて審査の対象とするので、その論文については審査申請を行う必要はない。
- 4 前項に定める審査請求書の提出期限は、会計理論学会事務局と学会賞審査委員長が相談の上、定めるものとするが、原則として、年次大会開催日の2か月前をめどとする。

(審査委員会の構成)

第4条 審査委員会は、会員の中から東日本側3名、西日本側3名の計6名連記による選挙により選任された6名および、前期の審査委員長1名の計7名の審査委員をもって構成する。審査委員の任期は3年とし、連続して就任することはできない。ただし、前期の審査委員長の任期は1年とし、2年目以降は6名の審査委員の構成とする。

- 2 審査委員の互選により審査委員長を置く。
- 3 選挙により選任された審査委員に欠員が生じた場合、および審査を行えない事情があって辞任する場合には、選挙における次点者を審査委員にあて補充する。この場合の補充者の任期は、前任者の残りの任期とする。

(著書・論文の審査)

第5条 審査委員会は、候補著書・論文を審査し、受賞著書・論文を選定する。

- 2 過年度において会計理論学会賞(論文部門)を受賞した会員の著書を、会計理論学会賞(著書部門)の候補著書とすることを妨げない。
- 3 共同著書・共同論文の筆頭著者が、過年度において会計理論学会賞(論文部門)を受賞している場合は、前項の規定を準用する。
- 4 審査委員会は、必要ある場合は、審査にあたって他の会員の意見を聴取することができる。
- 5 審査委員会は、受賞著書・論文につき、所定の「審査報告書」を作成する。

(受賞著書・論文の発表および顕彰)

第6条 学会は、審査委員会が選定した受賞著書・論文名を「審査報告書」とともに、年次大会において発表し、その執筆者を表彰する。

(本規定の改廃)

第7条 本規定の改廃は、理事会で協議し、会員総会で決議する。

付 則

1. 本規程の適用は、初年度に限り 2000 年 4 月 1 日から 2001 年 3 月 31 日までに公刊された著書・論文とし、2000 年の年次大会より実施する。
2. 2002 年度に選任された審査委員については、第3条の規程を適用しないこととし、その任期を2年とする。
3. 2011 年 9 月 23 日に改定された規定については、2010 年度に選任された審査委員より適用する。
4. 2023 年 9 月 30 日に改定された規定については、2024 年の会計理論学会賞の選定から適用する。したがって、選定対象となるのは、2021 年以降に公刊された著書・論文および 2023 年に刊行された『会計理論学会年報』に掲載された論文である。